

2 中学校の例

(1) ねらい・視点・配慮

人権課題

普遍的な課題「生命尊重」

ねらい	視点	配慮 (教科等)
<p>生命のすばらしさや尊さを感じる豊かな心とともに、生命を大切にし、愛護する心を持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さを知るとともに、かけがえのないものであることを理解する。(知識) 生命あるものすべてをかけがえのないものとして尊重し、それらに対する畏敬の念を持つ。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> 日々の様々な体験が「生きている証」であることを実感し、生きることの意味やよろこび、充実感を自覚できるようにする。(学活・道徳) 自分の誕生や生育過程を家族から聞いてまとめたり、病気やけがの体験等から生命の尊さを理解し、生命や健康を大切にしようという心情を持たせる。(総合・学活・道徳・保健・家庭科) 身近な生物の観察や自然体験活動等を通じて、生命の持つすばらしさを実際に目にし、それらに対する畏敬の念を抱かせる。(理科・総合・学行) 動植物の観察や実験を通じて、身近な生命の存在に気付かせ、生物を愛護する態度を身に付けさせる。(理科) 生物の生殖や遺伝、進化等の学習を通じて、生命の連続性や多様性の理解を深め、生命を尊重する態度を育てる。(理科)
<p>生命がかけがえのないものであるという理解の上に立ち、自分の生命を大切にするとともに、他の生命も尊重し、守ろうとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生命の尊さを知るとともに、自分だけでなく、他の生命も大切であることを理解する。(知識) 自他の生命を尊重しながら、力強く生きていこうとする態度を養う。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイの手法により、自らの生命だけでなく他者の生命も尊重する態度を育てる。(学活) 【人権感覚育成プログラム2-③の活用】 学習活動から、生命の誕生や生きる喜びと死の悲しみ等、生きることの尊さに気付かせ、自他の生命を尊重し、力強く生きていこうとする心を育てる。(総合・学活・道徳) 生命を尊重する視点を持って、安全や心身の健康の保持増進に努められるようにする。(保健) 交通安全教室や避難訓練、疾病と傷害、薬物乱用防止教育等の学習を通じて、命を大切に、守ろうとする態度を養う。(学行・学活・保健) 学習資料等から、「生命」や「生きること」の大切さを読み取り、自分の考えや行動に結びつけられるようにする。(国語・道徳)
<p>人間は地球や社会の中で互いの生命を尊重し合い、支え合いながら存在していることに気付き、自分もその中に生きる一人であるという自覚を持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分の生活や成長には、周囲から多くの支えがあることや、自分も他を支えている一人であることを理解する。(知識) 互いの生命を尊重し、支え合いながら生きていこうとする態度を養う。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> 進路選択にあたって、今までの自分の生き方を振り返ることにより、自分を支えてくれた人々の存在に気付き、感謝の念を持つとともに、今後のより良い生き方に向けて意欲的に取り組めるようにする。(総合・学活・道徳) 戦争と平和や飢餓等、地球の抱える問題の学習を通じて、その中に生きる一人として解決の方策を考えられるようにする。(社会・総合)

ねらい	視点	配慮(教科等)
<p>子どもの人権にかかる現状(諸問題)を認識し、子どもの人権を守るための取組について理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめが、身近な人権問題であることに気づき、重大な人権侵害に当たることを認識する。(知識) 不登校の原因として、いじめも要因になっていることを理解する。(知識) 児童虐待が自分にとって身近な問題であることとしてとらえ、虐待を防ぐためのスキルを高める。(技能) 非行や問題行動(薬物乱用)等、子ども自身の人権に対する意識が十分に育成されていないことが、人権軽視の行動や犯罪を増加させる原因であることに気付く。(知識) 	<ul style="list-style-type: none"> 平等権の学習を通して、いじめが基本的人権を損う行為であることに気付かせる。(社会) 不登校の原因を考えることによって、子どもの学習権を保障することの大切さを理解させる。(学活)(社会) 児童虐待が子どもの人権侵害につながることを理解させることによって、虐待の不当性に気付かせる。(総合) 【児童虐待防止指導実践事例集(H19. H20埼玉県教育委員会)の活用】 非行の現状や実態を考えることによって、子どもの人権を守る意識を高めさせる。(学活) 薬物乱用の危険性について視聴覚教材等を活用することによって、薬物から自他の健全な心身の発達を守り、互いを大切にすることを身に付けさせる。(保体)(学活) 青少年健全育成条例の内容を学習することによって、青少年が健全に育つ社会環境づくりに取り組んでいることを理解させる。(社会)
<p>他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力、感受性を身に付け、差別や偏見のない社会の実現につとめようとする態度を養う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめられる人の立場に立って、相手の痛みや心情がわかる想像力、感受性、共感的な理解力を身に付ける。(技能) 差別や偏見から起こる痛みを知り、人として差別や偏見を許さない社会を築こうとする態度を身に付ける。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> 資料を通して、話し合うことによりいじめられる人の痛みや心情を共感的に受容し想像させる。(道徳) 人として差別や偏見のない社会を築くには、どうしたらよいか考えさせ、正義を重んじることの大切さに気付かせる。また、差別やいじめをなくすための実践目標を立てさせる。(道徳)
<p>自他を尊重する態度を養い、人格の調和のとれた発達を目指し自己の成長を遂げようとする積極的な態度を育てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分の長所を認識し、それを伸ばそうとする態度を養う。(態度) 相手の個性を尊重し、互いに認め合うことの大切さを理解する。(知識) 相互理解により望ましい人間関係を構築する能力を養い、尊重し合える人権感覚を身に付ける。(技能) 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の長所についての考えを深めることによって、自分を大切にすることを身に付けさせる。(学活)(道徳) 自分にはない相手の長所を見出すことによって他者を尊重することの大切さを理解させる。(学活)(道徳) ワークシートによる作業をすることによって、自他を認め合う人権感覚を身に付けさせる。(国語)(道徳)
<p>国際的な子どもの人権問題についての動きについて理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貧困や政情不安に苦しむ子どもたちの人権保障について考えを深めようとする態度を養う。(態度) 児童憲章等による国際的な規模での子どもたちの人権を守ろうとする条約の存在を知り、その趣旨を理解する。(知識) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解を深める学習を通して、世界の子どもたちの生活の様子を知り、前向きにコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付けさせる。(英語) 「国連児童憲章」「児童の権利に関する条約」の内容を把握することによって子どもの人権尊重の精神について国際的な視野から理解できるようにする。(社会)(学活) 【人権感覚育成プログラム8-③の活用】
<p>子どもが、社会の一員として果たすべき義務や責任について理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会奉仕体験、自然体験等の活動を通して、社会性や豊かな人間性を身に付ける。(技能) 自ら判断し行動できる、主体的な生き方をすることによって、集団の向上を図り、互いに助け合い尊重する態度を身に付ける。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら進んでボランティア活動等に参加することによって、社会生活の中で人権尊重の意識を備えられる豊かな人間性を身に付けさせる。(総合) 家庭や地域の中で自分の果たすべき役割を自覚することによって、家族や地域社会の一員として互いが尊重できる生き方を身に付けさせる。(家庭)

ねらい	視 点	配 慮 (教科等)
同和問題について正しく理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題の歴史的経緯を理解する。(知識) 偏見を助長し、差別を残した要因について、深く思考することができる。(技能) 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史の教科書や資料集を使い、近世・近代を中心に被差別部落の歴史的経緯を理解させる。(社会) (学活) 資料や写真等により、被差別部落の担った文化的・経済的意義について理解させる。(社会) (学活) 話し合いを通して、人間の優越感等の感情が偏見差別を助長したことに気付かせる。(社会) (学活)
同和問題を共感的に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 偏見や差別を受けた人々の痛みや心情を想像できる。(技能) 偏見や差別に立ち向かった人々の人間としての尊厳や正義、公正の姿勢を共感的に理解できる。(技能) 	<ul style="list-style-type: none"> ビデオや資料を使い現在も残る差別事例を取り上げ、偏見差別を受けた人々の痛みや心情を想像させる。(学活) (道徳) 生徒の身近な問題を題材に、自分の内面にある優越感やねたみ、無関心等の心情に気付かせる。(学活) (道徳) 「水平社宣言」やビデオ、文章資料を使い、偏見や差別に立ち向かった先覚者の人間としての尊厳や正義、公正な姿勢に共感させる。(学活) (道徳)
同和問題を解決しようとする態度を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題解決のための取り組みを知り、課題解決への展望と意欲を持つ。(態度) 偏見や差別を許さず同和問題の解決に自ら努力する態度を養う。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> 改善された事例を紹介することによって、課題解決への展望・意欲を持たせる。(学活) (道徳) 話し合い等によって、人任せでなく自分の行動が解決に結びつくことに気付かせる。(学活) (道徳) シナリオづくりや役割演技等により、この問題の解決に積極的に努力する態度を身に付けさせる。(学活) (道徳) 講演会等により、この問題の解決への意欲や態度を身に付けさせる。(学活) (道徳) (総合)
様々な人権問題を解決しようとする意欲を養う。	<ul style="list-style-type: none"> 差別をなくそうと努力してきた人たちが果たした意義について理解する。(知識) 様々な人権問題に共通し、解決のために必要な視点に気付く。(技能) 自己の在り方について考えを深め、様々な人権問題の解決に努力しようとする意欲を養う。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> 差別をなくそうと努力してきた人たちが様々な面で果たした役割や意義を理解させる。(社会) (学活) 身近な事例を通して、様々な人権問題の解決には、自分の意識の在り方が問題であることに気付かせる。(学活) (道徳) (総合) 奉仕・体験活動などを通して、自己の生き方や在り方について、考えを深めさせる。(学活) (総合)

ねらい	視 点	配 慮（教科等）
<p>外国人の持つ文化を理解し、多様な価値感や生き方を知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人のもつ文化、宗教、生活習慣を知り、それぞれの文化の特色を知る。（知識） 外国人と積極的にかかわり、異文化を受け入れ尊重しようとする態度を身に付ける。（態度） 自国の文化を伝えるために自己表現力や外国人とのコミュニケーション能力を高める。（技能） 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用したり文献をもとに調べたりし、それぞれの外国の文化を客観的にとらえ、特徴を認め、文化を理解させる。（学活） 外国人を招いたり、外国人の話を聞くことによって外国の文化を学んだり、異文化との交流を体験させる。（総合） <p>【人権感覚育成プログラム6-②の活用】 【人権感覚育成プログラム社会教育編 P88 「ちがいを認め合おう」の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国語の会話力を高めるとともに、コミュニケーション活動に積極的に参加し、相手の思いや考えを理解し、自分の考えを的確に表現する力を付けさせる。（英語）（総合）
<p>外国人への人権問題について主体的に考えようとする態度を身に付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国外の日本人や国内の外国人の増加傾向を知り、その背景を理解する。（知識） 差別や偏見のメカニズムを知り、そのことによって起こる人権侵害を理解する。（知識） 異なる生活習慣や文化によって起きる社会的な課題を見つけようとする態度を身に付ける。（態度） 多文化社会における外国人の権利の保障について考えを深めようとする態度を養う。（態度） 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的経緯による在日韓国・朝鮮人をめぐる課題を知る。また、経済における世界的なグローバル化や南北問題等、日本と国際的な関わりなどについて理解させる。（社会） 人種差別の問題や歴史上の重大な事件を取り上げ、固定観念や偏見に気付かせ、それが差別につながっていくことを理解させる。（国語）（社会） 外国人の話を聞いたり、インターネットやビデオを利用し、文化や生活習慣の違いからくる外国人への人権問題を考えようとする態度を身に付けさせる。（総合） 外国人に対する法制度上の課題を探り、外国人の権利保障や共生社会の課題を見つけようとする態度を身に付けさせる。（総合）
<p>異なった文化を持った人々と共に生きようとする積極的な態度を身に付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自己の理解を深め、お互いの立場を尊重し肯定的に理解する。（知識） 異なった文化を持つ人々への差別や偏見によって起こる痛みや思いを知り、人として差別や偏見を許さない社会を築こうとする態度を養う。（態度） どの国の人も同じ人間であるという理念に基づき、公正、公平に接しようとする態度を身に付ける。（態度） 国際人として自覚し、共生社会の実現を目指し行動できる態度を身に付ける。（態度） 	<ul style="list-style-type: none"> 資料により在日外国人が本名で生きることの意義等を理解し、人として自他を尊重し、共に生きる社会を実現する方向性を考える。（道徳） 資料やビデオにより、慣れない異文化の日本で暮らす人々の心情を共感的に理解させ、外国人に対する差別や偏見に立ち向かう強い心を身に付けさせる。（道徳）（学活） <p>【人権感覚育成プログラム6-③の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青年海外協力隊等の国際貢献に携わった人の経験を聞いたり、手記を読んだりし、国際化の社会に生きる人として人類の福祉に貢献しようとする心情を養う。（道徳）（学活） 地域の外国人と積極的に交流する機会や場をつくり、共に生きていこうとする態度を身に付けさせる。（総合）

人権課題

その他の課題「ハンセン病患者等、HIV感染者等、拉致問題」

ねらい	視 点	配 慮 (教科等)
<p>ハンセン病について正しく理解する。</p> <p>ハンセン病患者等の心情を共感的に理解する。</p> <p>ハンセン病患者等の人権問題に関心を持ち、共に生きていく社会を築こうとする態度を養う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病について科学的に正しい知識を学ぶとともに、ハンセン病の歴史的背景、患者等への差別や偏見の実態を正しく理解する。(知識) 偏見や差別の中で生きてきたハンセン病患者等の痛みや心情を想像できる。(技能) 現在も誤解や無理解があることを理解させ、差別や偏見をなくし、共存共生社会を自ら築こうとする態度を養う。(態度) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の資料を利用し、感染力が弱く、発病率が低いこと、完治する病気であることを理解させる。(社会、保体、総合) 国の施策によって隔離された事実注目させ、重大な人権侵害が起こったことに気付かせる。(社会、学活) ハンセン病患者等の手記や、講演会等の活動によって、患者等の痛みや心情を想像させる。(国語、総合) 話し合い活動によって、自分たちに何ができるかを考えさせる。(学活) 交流活動や体験活動に参加することによって、実践的な態度を身に付けさせる。(総合)
<p>HIV/AIDS等について正しく理解する。</p> <p>HIV感染者、AIDS患者等の心情を共感的に理解する。</p> <p>HIV等感染症について身近な問題としてとらえ、主体的に考えようとする態度を身に付ける。</p> <p>すべての人と共に生きていく社会を築こうとする態度を身に付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 感染経路や病状について科学的に理解する。(知識) HIV感染者やAIDS患者等の苦しみや思い・願いを想像し、命の尊さ、生きることの素晴らしさに共感できる。(技能) HIV等感染症についての理解不足が感染を広げていることに気付くことができる。(知識・技能) 感染者に対する不合理な差別や偏見が存在することを認識する。(知識) 感染の予防方法を知り、予防していこうとする態度を身に付ける。(知識・態度) 差別や偏見をなくし、共生を目指して自分にできることは何かを考え、積極的に実践しようとする態度を身に付ける。(技能・態度) 	<ul style="list-style-type: none"> HIVやウィルス性肝炎等感染症の病状や様々な感染経路について正しく理解する。(保体) 【人権学習教材〈小学校編〉「こころ」H19の活用】 感染者、患者等の手記により、病気の苦しみと偏見や差別からくる苦しみに共感させる。(学活、道徳) 感染者の勇気や生き方に学び自分の生き方や人との関わりについて考えさせる。(学活、道徳) 薬害問題やHIVに関する世界的動向や、日本の現状(性感染が主、先進国で唯一増加傾向)を知り、身近な問題としてとらえなければならないことに気付かせる。(保体) 病気に対する偏見や差別がくり返されてきたことを知り、過去の誤った報道や無理解からくる差別や偏見について理解させる。(学活) 予防方法を正しく理解するとともに、世界エイズデー等の予防キャンペーン等に積極的に関わっていこうとする態度を身に付けさせる。(保体、学活) 身近に感染者・患者がいることを想定し、ロールプレイなどを実施することにより、共生社会を目指そうという技能を身に付けさせる。(学活) レッドリボンの運動など、その活動内容や支援について理解すると共に、支えていこうとする態度を身に付けさせる。(社会・総合)
<p>拉致問題とは、どのような人権侵害であるかを理解するとともに、拉致被害者やその家族の立場に立って、自分の問題としてとらえることで人権尊重の意識を育てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 拉致被害者や被害者家族の心の痛みに共感させるとともに、拉致問題に関心を持つ。(関心・意欲) 拉致問題の不合理性及び実態を理解する。(知識) 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房拉致問題対策本部が作成した「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」などの資料を活用し、拉致被害者や家族の気持ちに共感させる。(道徳、社会) 拉致被害者が奪われた人権にはどんなものがあるかを「子ども権利条約カード」を参考に考える。(道徳、社会) 【「人権教育指導の手引〜アニメ『めぐみ』の活用について」の活用】

(2) 指導例

① 卒業文集最後の二行 3年・道徳（子ども）

第3学年 道徳学習指導案

- 1 主題名／正義、公正公平、差別や偏見のない社会の実現 内容項目4－（3）
- 2 資料名／「卒業文集最後の二行」（出典 「中学生の道徳3 自分をのぼす」暁教育図書）

3 主題設定の理由

(1) ねらいとする道徳的価値について

内容項目4－(3)は、正義を重んじ、誰に対しても公正公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めることをねらいとしている。

人はみな、誰もが自由・平等に幸せを求めて生きる権利を持っている。ところが現実には、差別や偏見が存在し、様々な人権侵害がおこっている。子どもをめぐる、いじめやそれともなう不登校の問題も、そうした人権侵害の一つであり、早急に解決しなければならない深刻な課題である。

一方で、人は、他の人とのかかわりにおいて生きるものであり、より良く生きたいという願いを持っている。価値観が多様化し、様々な生き方が是認される現代社会ではあるが、人々が本心で願うことは、差別や偏見のない明るい社会の実現である。互いに相手を尊重し合い、明るくよりよい社会を実現するために、一人一人が正義を愛し、自他の不正や不公平を許さない断固とした姿勢を持たせたい。

また、そのためには、他者の痛みを共感できる豊かな心情を養い、人間として、強い意志で自ら正しいと信ずることを積極的に実践できることも大切である。誰に対しても公正公平に接し、差別や偏見をもたない社会連帯の精神が何より大切であることに気付かせ、力を合わせて明るい社会の実現に向けて努力しようとする態度を育成したいと考え本主題を設定した。

(2) 中学校の発達段階における生徒の特徴について

中学生になると、社会の在り方についても目を向けはじめ、現実社会の持つ矛盾や課題に気付き、理想を求める気持ちや正義感も強くなっていく。その反面、周囲の目を意識し、他者の意見や考えに左右されたり、自己中心的な考え方や行動をとったりするようになる。そのため、不正な行動やいじめ、差別的言動が目前で起こった場合、内心ではいけないと思っていながらもそれを勇気を出して止めるなど正義の実現に努めることに消極的になってしまうことが多い。特に、昨今の子どもたちの間では、マスメディアの影響もあり、「死ね」「ウザイ」などの人を傷つけるような言葉が日常的に使われている。また、自分のことしか考えない自己中心的な言動や、ただおもしろいという理由で人を傷つける言動も見られる。不正を憎み、不当な言動を断固として否定する、たくましい人間が育つように指導することも大切である。自他への配慮と深い思いやりを大切に、正義がとおる、公平で公正な明るい社会の実現に積極的に努めるよう指導したい。

(3) 資料について

本資料は、主人公の小学校時代の忘れられない苦い思いを、描いたエッセイである。同級生のT子をいじめたことへの反省と懺悔の気持ちが描かれている。

T子は、母を亡くし、二人の弟の面倒をみていた。父は魚の行商をしていたが、経済的にも恵まれず、彼女の服装は汚かった。主人公は、六年生のときT子の隣の席になり、先頭に立ってT子をいじめた。やがて、主人公は、漢字の小テストで、T子の答案用紙をカンニングしてしまうが、カンニングをしなければ、T子が最高得点者になるところだった。ところが、まわりの友達とともにT子がカンニングしたと責めてしまう。自分がやっていることが悪いと分かっているながらもT子を攻めている人間の醜さと弱さを取り上げたい。

そして、とうとう謝らずじまいで卒業式を終えてしまう。だが、その夜、主人公は「卒業文集」を読み、衝撃をうけることになる。T子の作文の、最後の二行「私が今一番ほしいものは、母でもなく、本当の友達です。そして、きれいな洋服です。」この言葉に、T子の深い悲しみと苦しみを知り、深く反省するのである。それから数十年、主人公の心から離れない懺悔の念から、人間らしく生きることの意義を考えさせ、差別や偏見を許さない態度につなげていきたい。

4 ねらい

正義を重んじ、誰に対しても公正公平に接し、差別や偏見のない社会の実現につとめる態度を養う。

5 人権教育上のねらい（子ども）

他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力、感受性を身に付け、差別や偏見のない社会の実現に努めようとする態度を養う。

6 人権教育上の視点

- (1) いじめが、身近な人権問題であることに気づき、重大な人権侵害にあたることを認識する。（知識）
- (2) いじめられた当事者の立場に立って、被害者の痛みや心情が分かる想像力、感受性、共感的な理解力を身に付ける。（技能）
- (3) 差別や偏見から起こるいじめる側いじめられる側の痛みを知り、公平な態度や思いやりの心を持って相手の立場を考え、人として差別や偏見を許さない社会を築こうとする態度を身に付ける。（態度）

7 展開

- (1) 事前指導
人権作文を書き、生活をふり返らせる。
- (2) 本時の展開

◎人権教育上の配慮

段階	学習活動・主な発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点 ☆は評価
導入	1 本時の課題を持たせ、資料への関心を高めるために人権作文を紹介し、いじめが重大な人権侵害であることを知る。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文から、自分たちの中学校生活をふり返り、クラスの仲間の思いや経験を知り、同じような思いを共有してしていることを知るとともに、身近な差別やいじめについて考えていこうとする意欲を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文からいじめられた生徒の思いや経験を共有し豊かな心情を揺さぶる動機付けとしたい。 ・実態を紹介することで、いじめを受けたことのある生徒が辛い思いをしないように配慮する。 ・一人一人の思いや経験から、共感的な授業の雰囲気づくりを心がける。 ◎人権作文から、いじめが身近な人権問題であることに気付かせる。 ☆いじめが重大な人権侵害に当たることを認識できたか。
展開	2 本時の資料について知る。 3 資料「卒業文集最後の二行」の範読を聞く。 4 心に残った場面や話し合いたい場所を発表する。 5 話し合う。 ○T子さんをけなしているときの主人公（筆者）は、どんな気持ちだったのだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・心に残った場面や話し合いたい場所に印をしながら聞く。 ・おもしろがっていた。 ・軽い気持ちでからかった。 ・相手の気持ちを考えず調子に乗っていた。 ・何にも考えずに思ったことをそのまま口にしている。 ・周りの友だちの手前、そうせずにはいられなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登場人物、条件状況を整理し、話題をつかみやすくする。 ・生徒の表情を見ながら話題をつかめるように範読する。 ・生徒の意見を大切にしながら柱立てを行う。 ・相手の気持ちや状況を考えなかった、軽はずみで自己中心的な主人公（筆者）の気持ちをとらえさせる。 ・他者と自分を比較し、優越感を感じたり、他者を否定することで自己の存在感を得ようとする人間の醜さをとらえさせる。

○けなされたT子さんは、どんな気持ちでいたのだろうか。

○自分がカンニングをしたのに、T子さんを責めているときの主人公（筆者）はどのような気持ちだったのだろうか。

○どうして人間は悪いことだと思っけていても、人を差別したり、いじめをしたりしてしまうんだろう。

○いじめや差別をしないようにするためには、どうしたらよいのでしょうか。

○卒業文集最後の二行から、主人公はどんなことに気付いたのだろうか。

- ・服装や家庭、成績などから自分の方が上だと思った。
- ・なぜ私だけ言われなければならないのか。
- ・自分の家庭環境を憎む気持ち。
- ・死にたいなどやりきれない気持ち。

- ・自分のカンニングを周りに隠すため。
- ・いつも通りでないとへんだと思われるから。
- ・友だちにつられて言ってしまった。
- ・本当は悪いのは自分だ。

- ・自分たちと違うという意識があるから。
- ・人よりも優位に立ちたいと思う心があるから。
- ・自分も差別しないと今度は自分が差別されてしまうから。

- ・人を外見だけで判断しない。
- ・人間としてしてはいけないことは、絶対にしない。
- ・周りがしても自分はしないと言う強い心をもつ。
- ・調子に乗らない。流されない。

- ・T子さんがどんなに辛かったかわかった。
- ・なんというひどい仕打ちをしてしまったのか。
- ・人間として恥ずかしい。
- ・ごめんなさい。誤りたい。
- ・取り返しのつかないことをした。
- ・後悔してもしきれない思い。
- ・こんなにつらい思いをしていることに気付かなかった。
- ・T子さんの置かれている状況に気付かなかった。

- ・主人公たちの心ない自分勝手な考えが、T子さんを深く傷つけていることに気付かせる。

◎T子さんの痛みや心情を共感的に受容し、想像させることを通し、いじめの残酷さと非情さを感じ取らせる。

☆相手の気持ちや状況を考えない主人公の自己中心的な気持ちをとらえるとともに、いじめられる側の心の痛みを共感的に理解できたか。

- ・主人公の心の中の葛藤（T子さんを責める態度と謝りたい思い）にも着目させる。
- ・心の中に葛藤はあるものの、悪いことをしていると気付いているものの、T子さんを責めてしまった主人公の心の醜さをとらえさせる。

◎人間の心の中に巣くう「業」（醜い本性に根ざす部分）があることを押さえた上で、人として差別や偏見のない社会を築くには、どうしたらよいか考えさせる。

☆正義を重んじる断固たる姿勢が、差別や偏見を許さない社会をつくることに気付くことができる。

- ・T子さんの友だちが欲しい、いじめられたくないという気持ちを深く考えさせる。
- ・T子さんの心の痛みに気づき、心ない行為を反省する主人公の気持ちをとらえさせる。
- ・自分の非人間的な言動に対する後悔と人間らしく生きる意義について気付かせる。

	○筆者のその後を知る	・許してもらえるようなことではなかった。	
	<p>「卒業文集最後の二行」は、東京の大学で講師をしている、一戸冬彦さんが、青森県の小学校時代の体験を、47歳になって書いたものであり、複数の道徳副読本に採用されている。その後、一戸さんは、謝罪をしたいと考え、いじめたT子さんの消息を、中学、高校の同級生に尋ねて回った。しかし、わからなかった。その後、この物語を知った弁護士から、「探しましょう」との申し出があったが、手がかりがなく謝罪は今も果たせないままだという。</p>		
終末	6 人権作文から自分たちの身の周りにもいじめや差別があることを思い出し、今日の授業を終えて、これからどのように生活したいか考えを書いて発表する。	・自分の考えをまとめることで、自分自身を深く見つめる。	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや差別を無くするための実践目標を持たせる。 ・自己中心的な考えから脱却し、不正を憎み、不当な言動を断固否定する意欲を持たせる。 <p>☆人として差別や偏見を許さない社会を築こうとする態度を身に付けている。</p>

(3) 事後指導

- ・道徳ノートや生活ノートに感想を書き、差別や偏見をなくそうとする意欲を高める。
- ・学級通信に感想をのせ、人権尊重の意識を高める。

8 評価

- ・いじめや差別の問題について自分自身の問題としてとらえられたか。
- ・正義を重んじ、誰に対しても公正公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努める態度を育てることができたか。

いうことになる。

私は弱者であった。勇気がなかった。卑劣な人間だった。T子さんは私がカンニングをしたことを知らないようである。それどころか、T子さんは皮肉などカケラもなく、

「さすがイチノへさんね。おめでどう」

微笑をもつて心から言ってくれたのだ。それに対して私は、「問題がやさしかったからな」

と、臆するところもなく当然のように応えた。さらに、そんなT子さんに、ひどい追い打ちが待っていた。授業のあと、T子さんの答案用紙を例の悪童どもが見て、

「イチノへの答えを見で書いたんだろう」

「おまえが九十八点も取れるわけがねえよ」

「カンニングしてまで、いい点数を取りたかったのか？」

と、口をきわめて彼女に中傷の矢を浴びせた。さすがの私もこのときはこの中傷に加われなかった。

ところが、連中があまり騒ぎたて、T子さんを責めているのを聞いているうちに、私の心の中のうしろめたさが消え、逆に連中の尻馬に乗る発言をしてしまった。

「やっぱり、おめえは私の答えを見だんだろう。見だに決まっている。ずるいと思わねえのか」

すると、T子さんは泣き声で、

「私はイチノへさんの答えは見でいません。着てるものや髪はきたねえかもしれないけど、心はきたなくねえです」

と、机に顔を伏せたあと、

「私をどこまでいじめれば、みなさんは気がすむの！」

叫びながら石炭小屋のあるほうへ走って行った。T子さんの初

めての泣いたり叫んだり、その場から逃げ出したりの言動に、悪童どもは言葉を失った。私は彼女のあとを追い駆けて、土下座して謝りたい衝動に駆られたが、その度胸も勇気も瞬時にして吹っ飛び、それどころか連中を前に、

「ほんとのことと言われたんで、あれほど怒ったんだ。私の答えを見で、めぐせえ（恥ずかい）と思わねえのかな」と、胸を反らせた。

石炭小屋から戻って来たT子さんは、涙こそぬぐい収められていたが、眼を兎のように充血させ、まぶたを厚く腫れさせていた。

・・・やがて、卒業式を迎えることになった。私はとうとうT子さんに謝らずじまいで終わった。だが、式の日配られた「卒業文集」をその日の夜に家で読み、私は枕をぬれにぬらししてしまった。T子さんの作文の、特に最後の二行が私の涙腺を果てもなくゆるめたのだ。

『・・・わたしがいま一番欲しいのは母でもなく、本当のお友達です。そして、きれいな洋服です』

この二行に、T子さんの思いのすべてがこめられている・・・その理由は、あらためて書くまでもないし、書く必要もあるまい。あまりに切なく、つらく、悲しすぎる・・・。

それにしても、私はずいぶんとT子さんにひどい仕打ちをしつづけたものだ。謝罪しても謝罪し尽くせるものではない。許しを乞うても許されるものではない。三十年余がすぎたいまでも、T子さんへの罪業を思い出すたびに忍び泣いてしまう私である。

あの「卒業文集」の最後の二行は、大きな衝撃だった。大いなる悔いを与えてくれた。あの二行を読まなかったなら、現在の私はどうなっていたであろう。

（「中学生の道徳3自分をのばす」 暁教育図書）

資料「卒業文集最後の二行」

「思い出となれば、みな懐かしく美しい」と俗にいわれるが、それは過去を美化しているか、時間の経過とともに風化してくれ
るのをいいことに、つらい体験や苦い思い出を忘れようと「努力」
しているにすぎまい、と私は勝手に解釈している。生来、気位が
高く、不遜きわまりない性格の私だが、こんな私でもこの場を借
りて懺悔したい、いや、せぬにいられない出来事がある。深い深
い後悔。取り返しのつかない心の傷だ。時は、小学校時代にさか
のぼる。

同級生にT子さんという女の子がいた。彼女は早くしてお母さ
んを亡くし、二人の弟さんの面倒も見なければならなかった。お
父さんは魚の行商である。つまり、Tさんは母親がわりといっ
ていい。しかも、お父さんの仕事あまり芳しくないようで、経
済的にも恵まれず、そのころの時代にしても彼女の服装はみすぼ
らしいというより、正直いって汚かった。いまにして思えば、経
済面からもそうであるが、母親がわりという生活環境から、自
分の身のまわりをかまっているどころではなかったのであろう。

そのTさんが、六年生のとき私の隣の席になった。加えて、
運の悪いことに彼女よりちよつとばかり成績がよく（もつともT
子さんも上位の成績だった）、金銭的にも幾分恵まれた生徒たちが
彼女の席を取り囲むかたちとなった。生意気で口の悪い私は、先
頭に立ってTさんをけなした。

「きたねえから、もっと離れろ」

この私の言葉に悪童たちは、さらにはやしたてた。

「くさいがら、だれもT子に近づくなじゃ」

「毎日風呂さ入って頭を洗って来いよ」

こうした嫌がらせにも、Tさんは泣きもせずじつと堪えた。
頬を高潮させながらも歯を食いしばって、涙を見せもしなかった。
泣いたり涙を見せたりすると、われわれにもつとバカにされ、い
じめられると思ったのであろう。しかも、Tさんは、担任に一
度もそのことを言わなかった。担任のM先生は校内でも屈指の怖
い先生なのである。M先生に告げればわれわれはこっぴどく叱ら
れ、自分もいっそう惨めになると考えたのではないか。卑怯なわ
れわれは、Tさんが担任に言わないのを知って、さらに口汚く
ののしりつづけた。

そんなある日、クラスで漢字の小テストが行われた。問題用紙
にどうしてもかけない漢字が、私に二個あった。困った私が隣の
Tさんの答案用紙をチラリと盗み見みると、彼女はちゃんと書
いていた。しかも、正答である。それつとばかりに、私はカンニ
ングをした。

後日、答案返却があり、その際にM先生が私を誉めてくれた。

「イチノへ、よく頑張ったな。満点はおまえ一人だけだぞ」

私はうしろめたさを少しだけ感じただけで満足だった。なにし
ろ、満点は私だけなのだから。

だが、その後に渡されたTさんの答案用紙を見て、私は愕然
を通り越して目の前が真っ白になり、同時に真っ暗になった。な
んと、Tさんは一個だけの間違いで、九十八点なのだ、私がカ
ンニングをしなければ、Tさんは満点ではないが最高得点者と

② 第一次世界大戦とアジア・日本 2年・社会科（同和問題）

第2学年 社会科学習指導案

1 単元名 第一次世界大戦とアジア・日本

2 単元について

第一次世界大戦とその後の世界の動きや変化は我が国に大きな影響を与えた。世界平和と国際協調をうたう国際連盟が誕生し、日本も常任理事国として仲間入りをした。また、ロシア革命により、世界最初の社会主義国家であるソビエト社会主義共和国連邦が成立する。また、ロシア革命や民族自決の動きに影響を受け、中国や朝鮮、インドなどで民族独立の運動が高まった。

日本では政党政治の発展と普通選挙法の成立などにより、大正デモクラシーが唱えられ、自由主義の風潮が高まった時代である。デモクラシーの風潮の中で、民衆運動や労働運動、農民運動などの社会運動が活発になった。この時代に結成され、社会運動の中心となった主な団体としては、労働運動の日本労働総同盟、農民運動の日本農民組合、部落解放運動の全国水平社、女性運動の青鞥社などが有名である。全国水平社は被差別部落の人々が中心となり、自らの手で差別からの解放をめざす団体であり、部落差別の問題を解決するための新しい動きとして注目される。

また人々の生活を見ると、西洋風の生活様式が流行し、新聞や週刊誌、映画やレコード、ラジオ放送などを中心とした大衆文化が発展し、学問や文芸にも新しい傾向が生まれている。

3 単元の目標

- (1) 第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解させる。
- (2) 本格的政党政治の展開や普通選挙法の実施などにより、大正デモクラシーの風潮が高まり、民衆運動や労働運動など社会運動が高まりを見せる中で、部落解放運動や女性の社会的進出などの動きも始まったことを理解させる。

4 単元の指導計画

- (1) 第一次世界大戦とロシア革命
- (2) 国際協調の高まり
- (3) アジアの民族運動
- (4) 大正デモクラシー
- (5) 広がる社会運動
- (6) 部落差別からの解放を求めて（本時）
- (7) 都市化と大衆文化

5 人権教育上のねらい（同和問題）

同和問題について正しく共感的に理解し、同和問題を解決しようとする態度を養う。

6 人権教育上の視点

- (1) 同和問題に関する歴史的な経緯や、差別を無くそうと努力してきた人たちが果たしてきた意義について理解させる。（知識）
- (2) 偏見や差別に立ち向かった人々の人間としての尊厳や正義、公正の姿勢を共感的に理解できる。（技能）

7 本時の学習指導

- (1) 目標
 - ・ 大正デモクラシーの時期に広がった社会運動の中で、部落解放運動を進めた「全国水平社」に視点を当て、差別をなくそうと努力した人たちが果たした役割や意義を理解させる。
 - ・ 同和問題に関する歴史的認識を深めるとともに、同和問題の解決に向けての意識を高める。

段階	学 習 内 容	学 習 活 動	指導上の留意点
導 入	1 江戸時代の身分制度 2 明治時代の解放令	○既習事項について復習する。 ○同和問題について学習することを 知る。	・生徒の意見を尊重し、自由な発想で答えさせ、適宜補助発問等を行う。 ・学習のめあてを明確にする。 ・差別の実態にもふれる。
展 開	<div data-bbox="386 602 1139 680" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">「全国水平社」について調べよう</div> 3 「全国水平社」の おこり 4 水平社宣言 5 山田少年の演説 6 全国水平社の意義	○「全国水平社」について調べる。 ・結成の時期や目的 ・活動の内容 ・結成後の経過、結果 ○水平社宣言を読み、自分の考えをまとめる。 ・どんな人々に、どんなことを訴える内容か考える。 ○山田少年の演説文を読み、心に残る部分とその理由について考える。 ・山田少年の気持ちや聞いている人々の気持ちをまとめ発表する。 ○本時の学習から、「全国水平社」が果たした意義について考える。 ・「全国水平社」が労働者や農民の闘い、民主主義運動、社会主義運動の支援の中で実現したこと。	・写真や資料集等をもとに調べる。 ◎同和問題の不合理性に対する共感的態度を持たせる。 ◎被差別部落の人々が助け合い協力して社会を生き抜いてきたことにふれる。 ・同和問題が、他の差別や人権問題と異なる点にも目を向けさせる。 ・平易な文章の資料を準備する。 ・考える時間を十分に確保する。 ・机間指導により、個に応じた支援を行う。 ・平易な文章の資料を準備する。 ・山田少年の身になり、真剣に考えさせる。 ◎差別の撤廃を目指した強い意志や勇気、団結力に共感させる。 ・「山田少年は生きていれば今何歳か？」などと問いかけ、そう遠くない、身近な問題としてとらえさせる。 ◎自分と異なる、他者の意見を尊重して聴かせる。 ・「今と将来」にわたり、差別を許さない民主主義国の実現を願った動きであることに注目させる。 ・部落差別は、受ける側に何の問題もないことをおさえる。 ・生徒の意見や考え方を積極的に評価する。 ・必要に応じて補助説明を行う。

ま と め	7 本時のまとめ	○本時の学習内容をワークシートにまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> ・大正デモクラシーの風潮の中で、さまざまな社会運動が高まりを見せたことが現在につながっていることを理解させる。 ・同和問題は我々の考え方や行動の在り方で解決できるという明るい展望を持たせる。
-------------	----------	-----------------------	--

※P29の留意事項を参考にして授業を実施する。

8 評価

- (1) 同和問題について正しく共感的に理解できたか。
- (2) 同和問題の解決に自ら努力しようとする態度が持てたか。

③ 少数派の気持ちは？ 1年・学活（外国人）

第1学年 学級活動学習指導案

【人権感覚育成プログラム6-③の活用】

1 題材（テーマ）／「少数派の気持ちは？」＜多様性の尊重・共生＞ 内容：(2)―オ
～文化の多様性を尊重し、積極的に共生する精神と態度をはぐくむ学級活動～

2 本テーマ設定の理由

生徒は、ともすると自分とは異なる価値観や文化に出会ったとき、それらを理解せず、排除しようとしたり、避けようとしたりする傾向が見られる。そのために、様々な面で異なる人々と相互に理解し合い、尊重し合い、共に学び、共に生きようとする態度を育てることが大切である。

そこで言葉が通じず、ルールが異なる状況下におかれた少数派の人々の立場を擬似体験させてみる。このことによって、言語や生活様式や文化の多様性を尊重し、平和的に共生することの必要性や価値に気付かせ、それを実現しようとする態度を育むことができると考え、本テーマを設定した。

3 本テーマにせまる評価

活動内容の評価規準を以下に示す。

関心・意欲・態度	思考・判断	技能・表現	知識・理解
学級や学年の課題を自己の課題としてとらえ解決しようとし、アクティビティーに意欲的に取り組もうとしている。	課題解決に向け、擬似体験で得た自分の気持ちや考えを大切にし、他の生徒の気持ちや考えを自分の考えに取り入れ、深めようとしている。	アクティビティーを通して、少数派の人たちを理解し、共生するための配慮事項を考え、実生活の中で生かすことができる。	言語や生活様式等文化の多様性を尊重し、共に生きる道を見出すことが、互いにとって住みよい世界になることを理解する。

4 人権教育上のねらい（外国人）

異なった文化を持った人々と共に生きようとする積極的な態度を身に付ける。

5 人権教育上の視点

- (1) 自己の理解を深め、お互いの立場を尊重し肯定的に理解する。 (知識)
- (2) 異なった文化を持つ人々への差別や偏見によって起こる痛みや思いを知り、人として差別や偏見を許さない社会を築こうとする態度を養う。 (態度)

6 本時の学習活動

(1) 題材名／「少数派の気持ちは？」 出典：人権感覚育成プログラム（県教育委員会作成）

(2) 本時のねらい

言葉が通じないことやルールがわからないために生じる不安な気持ちを体験することを通して、文化の多様性を尊重し、積極的に共生する精神と態度を育成する。

(3) 展開の過程（本時の授業に関連する事前・事後の指導と生徒の活動）

- ① 道徳の時間において、自分及び全ての他者をかけがえのない人間として尊重し、ともに平和に生きようとする実践意欲を培う。
- ② 人権感覚育成プログラムを活用した体験活動および話し合い活動を行う。（本時）

(4) 本時の展開（評価規準 ○集団 ●個人 【 】主な評価の方法） ◎人権教育上の配慮

	学習内容	指導上の留意点	具体的な評価規準と方法	資料等
活動の開始	1 本時の課題の提示 ・学級や学年でのこれまでの生活をふり返り、本時の学習課題を確認する。	教 「入学時『友だちができるかな?』と不安を抱いていた人は少なくなかったと思います。互いを尊重し、安心して生活できる学級や学年にするために、皆さんは普段どのようなことを大切に人間関係を築いているのでしょうか?」		* 本時の課題を黒板に掲示する。
	2 アクティビティーの説明 ・アクティビティーを進行する上で基本的なルールを理解する。	・これまでの指導と関連づけながら本時の学習課題を示す。 教 「今日のアクティビティーは無言で進めません。決して話してはいけません。質問があるときは手を挙げて発言してください。」 ・ルールを丁寧に説明し、アクティビティーが円滑に進行するようにする。	●意欲的な態度で授業に参加している。 （関・意・態） 【教師の観察】 ●説明を聞く態度が真剣である。（思・判） 【教師の観察】	
活動の展開	3 アイスブレイキング ①ナンバーコール ・2人→3人→5人などを行い、最後に9人1組を作る。 （※36人学級の場合） ②バースデーチェーン ・6人1組	教 「一言もしゃべらず4月生まれから3月生まれ順で並んでみてください。」 ・活動を進めながら生徒の気持ちをほぐす。 ・指示を明確にする。 ・静かに話しかけ、落ち着いた雰囲気を作り出す。	○グループ全員が約束を守って行動している。（関・意・態） 【教師の観察】	* ストップウォッチを使用する。
	4 アクティビティー ①「バーンガ」（6人） （※5～7人程度のグループをつくる。） ・ゲームの説明 ・練習ゲーム ・本番ゲーム （10分程度）	教 「『バーンガ』をやってみましょう。」 ア 基本ルール説明の用紙【資料1】を配付し、丁寧に説明する。 イ 各班にトランプを配り、班ごとに人数に合わせて分配する。 ウ 基本ルールに従って、言葉を交わしながら練習ゲームを行うことで、ゲームの流れを確実に認識させる。（※カードがなくなった者が1位。以下カードが少ない順に順位をつける。）【資料2】 エ 教師は班を回りながら、ルールがわかりにくい生徒に個別に指導する。 オ 本番ゲームに入る前に、「新しいルール」を各班に示す。（※班ごとにルールを変える。）【資料3】 カ 「新しいルール」を確認後、1位だった生徒を違う班に移動させる。 キ 本番ゲームに取り組んでいる際、移動してきた生徒と受け入れた生徒たちの表情を観察する。	※日常、人間関係に不安を抱いたり、問題を抱えていたりする生徒がいる場合、活動の様子を注意深く見守るとともに、終了後も「バーンガ」の体験を引きずることのないよう十分に配慮する。	

<p>活動の展開</p>	<p>5 振り返り ①個人（ワークシート） ②集団（発表）</p>	<p>◎「ゲームに取り組んでみて、どんな気持ちになりましたか？」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・一人だけ他の人とかみ合っていない感じがして焦った。 ・ルールを理解していない感じがして変だなと思った。 ・入学した時やクラス替えの時などと同じ気持ちだと思った。 ・日本から他国へ行った時に同じような感じになると思った。 </div> <p>◎「少数派の人たちを理解し、共に生活するためには、どんなことに配慮するべきでしょうか？」</p>	<p>●自分の考えや感情を振り返る。 (思・判)</p> <p>●自分の考えや感情を整理してまとめられる。 (技・表) 【ワークシートの内容】</p> <p>○意見交換により多様な気付きにふれ新たな気付きを得る。 (思・判) 【生徒の発言】</p> <p>○発表を行い、相互の考えを理解できる。 (技・表) 【発表の内容】</p>	<p>*ワークシートを活用する。 【資料4】</p> <p>*アクティビティーの中で得た生徒の気付きを板書する。</p>
<p>◎ゲームを通じて感じた、違った環境に置かれたことへの戸惑いや不安は、普段の生活の中でもあり得ることである。日本にいる外国人の不安においてはさらに強いものであることに気付かせ、その上でどのような配慮が必要か自由に考えさせる。</p>				
<p>活動のまとめ</p>	<p>6 本時のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「バーンガ」はあくまでも擬似体験であり、学級の生徒の人間関係とは全く無関係であることを知らせる。 ・本時の生徒の活動を肯定的に評価し、次時の学習に関する見通しを持たせる。 	<p>●話を聞く態度が真剣である。(関・意・態) 【教師の観察】</p>	

(5) 事後の指導

- ・ワークシートを回収し、各生徒がどのような考えや感情を抱いていたか確認する。
- ・学級通信に本時の取組で得た個々の考えや感情を掲載することで互いの考えにふれる機会を充実させ、次時の学習に向けてさらに自分の考えを深めさせる。

7 評価

- ・グループ全員が約束を守って取り組めたか。
- ・自分の考えや感情を振り返ることができたか。
- ・意見交換により、異なった文化を持った人々と共に生きるための多様な考えにふれ、自分のこれからの生き方について考えることができたか。

8 その他の展開

- ・本時の展開を2時間扱いとし、第1時に擬似体験ゲーム「バーンガ」を行い、第2時に振り返りの話し合う展開もある。

順位記録用紙 (各グループに配布する)

順位記録用紙

班	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
練習							
1回目							
2回目							
3回目							
4回目							

☆ 1 ゲーム毎にメンバーの移動を行います。

上位 1 名 → 1 つ前のグループへ移動 (例: 5 班は 4 班へ 1 班は最終班へ)

下位 1 名 → 1 つ後ろのグループへ移動 (例: 5 班は 6 班へ 最終班は 1 班へ)

「バーンガ」基本ルール説明用紙（例）

※全員に配布し、本ゲームの前に回収する。

「バーンガ」基本のルール説明用紙

- ①ゲームは無言で行う。
- ②親が、トランプカードを全員に同じ枚数ずつ配る。
親はじゃんけんで決める。2回目以降は、勝った人を親とする。
- ③1枚ずつ順番にカードを出す。
- ④制限時間（約10分）がきたら、終了の合図でゲームを終了する。
最初にカードがなくなった人が勝ちとする。
（カードが少ない順に順位を決める）

<基本のルール>

カードを出す順 →親から順に時計回り

出せるカード→ 同じマークのカードで、前の人が出したカードより強いカード

カードの強さ→ 2 < 3 < 4 < < A < ジョーカー

いつでも出せるカード →ジョーカー

出せるカードがない場合 →パス（何回でも可）

パスの場合、言葉で言うのではなくジェスチャーで表す。

自分以外が全員パスのとき →次のカードを1枚出す。

（どのマーク、数字でも良い）

※この用紙は、本ゲームの前に、回収します。

グループ毎の異なるルール（例）

※練習ゲーム後、各グループに切り取って配布し、黙読させる。その後、本ゲーム前に基本ルール説明用紙と共に回収する。

「グループ毎の異なるルール」（例）

A : 出せるカード → 同じマークか **クローバー** ♣

カードの強さ → 1 3 < 1 2 < 1 1 < … < A < ジョーカー

B : 出せるカード → 同じマークか **ダイヤ** ◆

カードの強さ → A < 2 < 3 < … < 1 3 < ジョーカー

C : 出せるカード → 同じマーク

カードの強さ → 1 3 < 1 2 < 1 1 < … < A < ジョーカー

D : 出せるカード → 同じマークか **ハート** ♥

カードの強さ → 1 3 < 1 2 < 1 1 < … < A < ジョーカー

E : 出せるカード → 同じマーク

カードの強さ → ジョーカー < 1 3 < 1 2 < 1 1 < … < A

F : 出せるカード → 同じマークか **スペード** ♠

カードの強さ → A < 2 < 3 < … < 1 3 < ジョーカー

ワークシート

ワークシート

少数派の気持ちは？～「バーンガ」を体験して～

____組 氏名_____

☆自分に当てはまるものに○をつけましょう。

他のグループに移った () 　 別のグループを受け入れた ()

(1) 別のグループはルールが違っていることに気がつきましたか？

は い () 　 いいえ ()

(2) 別のグループに移って、ゲームをしているときの気持ちはどうでしたか？

(3) 別のグループからの人を受け入れて、ゲームをしているときの気持ちはどうでしたか？

(4) このゲームで、一番苦労した場面、意思が伝わらなかった場面はどんなときでしたか？

(5) このゲームで体験したような気持ちになるのは、実際の生活の中でどんな場面だと思いますか？

④ 人権と共生社会 3年・社会科（拉致問題）

第3学年 社会科学習指導案

1 単元名／「人権と共生社会」（拉致問題について考えよう）

2 単元設定の理由

拉致問題は人権課題の一つであり、拉致被害者やその家族が高齢化していることから早期解決が望まれる問題である。拉致問題については、歴史的分野の「現代の日本と世界」において教科書に記述があるが、具体的にどのような問題であるかは、十分に理解できていないと考えられる。

そこで、公民的分野の「人権と共生社会」の単元において、様々な課題について学習する際に、アニメ「めぐみ」を視聴し、拉致被害者やその家族の立場になって考えることで、自分の問題としてとらえさせ、人権尊重の意識を育てようと考え、本テーマを設定した。

3 単元の目標

様々な人権課題について、具体的な差別や人権侵害の実態を知り、差別をなくすためにどんな努力が行われ、自分たちにできることは何かを考える。

4 人権教育上のねらい（その他・拉致問題）

拉致問題とは、どのような人権侵害であるかを理解するとともに、拉致被害者やその家族の立場に立って、自分の問題としてとらえることで人権尊重の意識を育てる。

5 人権教育上の視点

(1) 拉致被害者や被害者家族の心の痛みに共感させるとともに、拉致問題に関心を持つ。
(関心・意欲)

(2) 拉致問題の不合理性及び実態を理解する。
(知識)

6 本時の学習指導

(1) 本時のねらい

拉致問題が人権課題の一つであることを理解し、拉致問題の実態を知ることを通して、基本的人権を尊重するという意識を高める。

(2) 本時の展開

◎人権教育上の配慮

	学習内容・学習活動	指導上の留意点	資料等
導入	1 平成14年の小泉首相の訪朝により、拉致被害者が帰国したことを復習する。	○ 歴史的事実の復習と拉致問題の現実を理解させる。	プリント「拉致問題とは」
活動の展開	2 アニメ「めぐみ」を視聴する。 3 めぐみさんが奪われた人権にはどんなものがあるかを考え、ワークシートに記入し、発表する。 4 アニメ「めぐみ」を視聴して、気付いたこと、わかったことをワークシートに記入し、発表する。	○ 横田めぐみさんについて、簡単な説明をする。 ◎ めぐみさんが奪われた人権にはどんなものがあるかを「子どもの権利条約カード」を参考に考え、ワークシートに記入させる。(例：身体の自由、子どもが親と暮らす権利、教育を受ける権利等) ◎ 娘を救出するために、どのような行動をとったかを発表させる。その際、政治的問題に深入りしないよう配慮する。 ○ アニメ「めぐみ」を視聴して、気付いたこと、わかったことをワークシートに記入させ、発表させる。(例：拉致されるということは、様々な人権を奪うことであり、著しい人権侵害である)	拉致問題啓発アニメ「めぐみ」 ワークシート 子どもの権利条約カード
まとめ	5 今まで、学習した様々な人権問題には、それぞれ解決するために国や地方公共団体が様々な取組が行われていることを理解する。	○ 様々な人権問題は、許されるべきものではないこと、解決するために国や地方公共団体により様々な取組がなされていることを理解させる。	

7 評価

- ・ 拉致問題について、具体的な人権侵害の実態を理解できたか。
- ・ 拉致された人やその家族の立場になって考え、自分の問題としてとらえられたか。
- ・ 拉致問題の実態を踏まえて、学習した感想を自分の言葉で表現できたか。

拉致問題とは？

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

平成14年9月に小泉首相が北朝鮮に訪問した際、北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、まだ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

日本政府は、拉致問題を重要な課題であると受けとめ、平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、解決に向けて努力することが国及び地方公共団体の責務としました。

また、文部科学省が主宰する平成20年3月に発行した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」において、人権課題の一つとして取り上げられています。

毎年、12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定め、「拉致問題を考える集い」等の様々な活動を国や地方公共団体が行っています。

(内閣府拉致問題対策本部ホームページを参考に作成)

「アニメ『めぐみ』」を視聴して

3年()組 氏名 _____

- 1 めぐみさんが奪われた人権にはどんなものがありますか。子どもの権利条約カードを参考に当てはまると思うものを書き出してみよう。

- 2 アニメ「めぐみ」を視聴して気付いたこと、わかったことを書いてみよう。

資料 「子どもの権利条約カード」

<p>第1条 「18歳以上になっていない人を子どもとします」</p>	<p>第2条 「国の違い、性別、言葉、宗教、意見、障害、貧富の差などで差別はされません」</p>	<p>第3条 「子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えなくてはなりません」</p>
<p>第4条 「国はこの条文に書かれた権利を守らなければなりません」</p>	<p>第5条 「保護者は子どもの発達に応じた適切な指導をしなければなりません」</p>	<p>第6条 「全ての子どもは生きる権利を持っています」</p>
<p>第7条 「子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利を持っています」</p>	<p>第8条 「国は、子どもの名前や国籍、家族の関係が奪われないように守らなくてはなりません」</p>	<p>第9条 「子どもは親と一緒に暮らす権利を持っています」</p>
<p>第10条 「親と離れて暮らしているときは、子どもはいつでも親と連絡を取る権利を持っています」</p>	<p>第11条 「国は子どもが無理やり国外へ出されたり、戻れなくなったりしないようにしなくてはなりません」</p>	<p>第12条 「自由に自分の意見を表す権利を持っています」</p>
<p>第13条 「自由な方法で情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています」</p>	<p>第14条 「思想・良心及び宗教の自由についての権利を尊重されます」</p>	<p>第15条 「他の人々と自由に集まって会を作ったり、参加する権利を持っています」</p>
<p>第16条 「人に知られたくないプライバシーや名誉は他人から守られる権利を持っています」</p>	<p>第17条 「自分に役立つ情報を手に入れることができます。国はよくない情報から守らなくてはなりません」</p>	<p>第18条 「子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします」</p>
<p>第19条 「国は子どもへの虐待や放任などを保護しなくてはなりません」</p>	<p>第20条 「家庭を奪われている子どもは国から守ってもらうことができます」</p>	<p>第21条 「子どもを養子にする場合は、国や公の機関だけが認めることができます」</p>

<p>第22条 「それぞれの事情で、よその国に逃れた子ども（難民の子ども）はその国で守られ、援助を受けることができます」</p>	<p>第23条 「心や体に障害があっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません」</p>	<p>第24条 「子どもは病気になったり、怪我をしたときには治療を受ける権利を持っています」</p>
<p>第25条 「病院に入っているときには、その扱いが子どもにとってよいものか定期的に調べてもらうことができます」</p>	<p>第26条 「最低限度の生活ができるように、国は暮らしを手助けしなければなりません」</p>	<p>第27条 「心や体の成長に必要な生活を送る権利を持っています」</p>
<p>第28条 「子どもは教育を受ける権利を持っています。学校の決まりは人間として大切にされるという考え方からはずれてはいけません」</p>	<p>第29条 「教育は自分も他人も平等に大切だということや自然の大切さを学べるようにしなければなりません」</p>	<p>第30条 「少数民族の子どもや、その土地に住んでいる人々の民族や文化や宗教、言葉を持つ権利を持っています」</p>
<p>第31条 「子どもは休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利を持っています」</p>	<p>第32条 「無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったりしないように守られる権利を持っています」</p>	<p>第33条 「国は、子どもを麻薬や覚せい剤などから保護しなくてはなりません」</p>
<p>第34条 「国は、子どもが性的に搾取されることから保護しなくてはなりません」</p>	<p>第35条 「国は、子どもが誘拐されたり、売買されることがないように守らなければなりません」</p>	<p>第36条 「国は、どんな形でも子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから守らなければなりません」</p>
<p>第37条 「どんな子どもに対しても拷問やむごい扱いをしてはなりません。もし罪を犯して捕獲されても、人間らしい扱いを受ける権利を持っています」</p>	<p>第38条 「15歳に満たない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはなりません」</p>	<p>第39条 「国は、戦争などで心や体を傷つけられた子どもの傷を治し、社会に戻れるようにしなければなりません」</p>
<p>第40条 「罪を犯したとされた子どもが社会に復帰したとき、自分の役割が果たせるように正當に扱われなければなりません」</p>		